

喜多方市小・中学校学校給食費等負担軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき実施される学校給食において、同法第11条第2項の規定により保護者の負担とされている経費（以下「学校給食費」という。）の一部等を補助することにより、子育てに係る保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進するため、喜多方市小・中学校学校給食費等負担軽減事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者児童生徒の養育者又は児童生徒を現に養育する者

(2) 小学校等 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 児童生徒が通う市外の小学校等で提供を受ける学校給食に要する経費

(2) 通学校に学校給食の提供がない又は健康上の理由により児童生徒が喫食する代替食に係る経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。ただし、他制度による支援により学校給食費等の全部又は一部について給付等を受けた場合は、補助金の額から当該給付等の額に相当する額を除くものとする。

(1) 前条第1項第1号の経費に対する補助金 当該児童生徒の学校給食費総額の二分の一を上回らない額

(2) 前条第1項第2号の経費に対する補助金 当該児童生徒の学校給食費総額相当の二分の一を上回らない額

(補助金の交付対象者)

第5条 この要綱における補助金の交付対象者は、喜多方市に住所を有する保護者等とする。ただし、児童生徒の異動が年度途中にあった場合の基準日は、転学日とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、喜多方市小・中学校学校給食費等負担軽減事業補助金交付申請書（様式第1号）を喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して補助金の交付申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が申請の内容を変更しようとするときは、喜多方市小・中学校学校給食費等負担軽減事業補助金変更交付申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 事業費の20パーセント未満の変更をする場合

2 教育委員会は、前項の規定による補助金の変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定して補助金の変更交付申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第11条による教育委員会の求めに対し、求めのあった日から14日以内に、喜多方市小・中学校学校給食費等負担軽減事業状況報告書(様式第3号)により、その状況を教育委員会に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該年度の学校給食が完了した日から14日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、喜多方市小・中学校学校給食費等負担軽減事業実績報告書(様式第4号)により、その実績を教育委員会に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、規則第14条の規定に基づき補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定した額が第6条第2項の規定により交付を決定した際の額と同額または第7条第2項の規定により変更交付を決定した際の額と同額の場合は、当該通知は省略できるものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、喜多方市小・中学校学校給食費等負担軽減事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第12条 教育委員会は、第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、確定した額を上回る額の補助金をすでに交付しているときは、期限を定めその返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。
- 2 この補助金の対象となる学校給食費については、平成 30 年 5 月 7 日の給食に係る経費から適用する。
- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 2 日より施行する。
- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。